

瀬戸内町農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和元年5月21日(火)10時00分から11時00分

2.開催場所 瀬戸内町役場 3階 会議室

3.出席委員 (9人)

会長	11番	堯	文俊
会長職務代理者	8番	永井	利一
	1番	田中	勝弘
	3番	岡野	正郎
	5番	元	克美
	6番	豊田	孝一郎
	7番	森山	和雄
	9番	川島	博
	10番	数原	菊美

4.欠席委員 (1人)

5.議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

第4 報告第5号 農地の使用貸借の合意解約について

第5 議案第12号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について

第6 協議会

(1) 行事予定について

(2) その他

6.農業委員会事務局職員

事務局 長	中村	和仁
次長兼農地農政係長	松本	博和
主 査	西田	大五郎

7.会議の概要

事務局長	<p>みなさん、おはようございます。それでは、定刻となりましたので、ただいまから、令和元年第5回瀬戸内町農業委員会総会を開催いたします。皆様、ご起立をお願いします。一同礼、ご着席ください。</p> <p>それでは、はじめに堯会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
議長	挨拶
事務局長	<p>ありがとうございました、それでは、議事に入る前に、本日の出席状況のご報告をいたします。本日は、大里推進委員の1名と碩農業委員の1名が欠席する旨の連絡がありました。本日の出席農業委員数は9名で定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。(農業委員会法27条第3項)過半数以上)</p> <p>それでは、瀬戸内町農業委員会会議規則第6条により本会の議長は、会長が務めるとなっていますので、以降の議事進行につきましては、堯 会長をお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>日程1 議事録署名委員の指名について</p> <p>これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。瀬戸内町農業委員会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名員ですが、議長より指名させていただくことにご異議ありませんか。10番数原委員・1番田中委員</p> <p>日程2 会期の決定</p> <p>本日限りと致します。</p> <p>それでは、日程第3の報告第4号の「農地法第18条第6項の規定による合意解約について」が2件上がっておりますのでこれを、事務局より報告をお願いします。2件続けてお願いします。</p>
事務局	<p>日程第3の報告第4号1「農地法第18条第6項の規定による合意解約について」報告します。資料の3ページをお願いします。</p> <p>土地の表示、瀬戸内町大字阿木名字植田1095番、面積1101㎡と、同じく字横田1137番、面積462㎡、いずれも地目は「畑」で合計面積が1563㎡の2筆です。通知者は、賃貸人、〇〇〇市〇〇〇町〇〇〇〇「〇〇〇〇」氏で、賃借人は瀬戸内町大字〇〇〇〇〇番地「〇〇〇〇」氏です。これは、農業経営基盤強化促進法による利用権(賃貸借)の双方合意による解約です。合意解約が成立した日は、平成31年4月19日で、農地の引き渡しの時期が、平成31年4月30日です。届出の年月日は、平成31年4月19日であります。</p> <p>同じく「農地法第18条第6項の規定による合意解約について」報告します。資料の4ページをお願いします。土地の表示、瀬戸内町大字俵字ハサマ367番ロ、面積925㎡と同じく字ハサマ367番ハ、面積1933㎡、2筆の合計面積2858㎡、いずれも地目「畑」であります。通知者が〇〇〇府〇〇〇市〇〇〇〇「〇〇〇〇」氏(故山下哲夫氏の代理人)で、賃借人は、瀬戸内町大字〇〇〇〇番地「〇〇〇〇」です。これは、農業経営基盤強化促進法による利用権(賃貸借)の</p>

事務局	<p>双方合意による解約です。合意契約が成立した日は、平成31年3月16日で、農地の引き渡しの時期が、平成31年3月16日であります。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただいま、事務教から説明が終わりました。これに基づき、審議を行いたいと思います。質疑ございませんか。</p> <p>質疑がないようでございますので質疑を終わらせて頂きます。</p> <p>続きまして、日程第4の報告第5号「農地の使用貸借の合意解約について」を議題とし、事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、報告第5号「農地の使用貸借の合意解除について」報告します。土地の表示、瀬戸内町大字芝字川内ノ690番1、地目「畑」面積1309㎡の1筆であります。通知者は、貸人、瀬戸内町大字〇〇〇〇番地の「〇〇〇〇」氏で、借り人は瀬戸内町大字〇〇〇〇〇〇番地〇の「〇〇〇〇」氏です。これは、農業経営基盤強化促進法による利用権（使用貸借）の双方合意による解約です。合意解約が成立した日は、平成31年4月10日、解約をした日も平成31年4月10日、農地引渡しの時期が令和元年7月31日となっております。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明が終わりました。これに基づき、審議を行ないたいと思います。質疑ございませんか。</p> <p>質疑無いようですので、これで終わります。</p> <p>それでは、日程5の議案第12号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定について」を議題と致します。この案件については、事務局の方から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第12号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定について」を説明します。資料の6ページから10ページでご説明いたします。まず、6ページをご覧ください。この利用権設定の公告日は、令和元年5月31日を予定しております。内容につきましては、畑11件の36筆で、その内訳は基盤法に基づくものが7件の19筆、機構関係で4件の17筆となっております。貸し手が11人で、内訳が基盤法で7人、機構関係で、4人となっております、借り手は6人の、のべ11人で、その内訳が基盤法で5人、のべ7人、機構関係で1人、のべ4人となっております。36筆の合計面積が28,812㎡であります。それでは、個々にご説明いたします、9ページをご覧ください。</p> <p>整理番号18番、所在地が瀬戸内町大字清水字中策祢（ソウデイ・シヨネ・ソネ）310番、面積が651㎡、地目が「畑」です。貸し手は「〇〇〇〇」氏で借り手が「〇〇〇〇」氏による果樹の生産拡大を図るもので、10年間の使用貸借期間となっております。次に整理番号19番、瀬戸内町大字阿木名字植田1095番、面積1101㎡、地目が「畑」です。貸し手は「〇〇〇〇」氏で、借り手が「〇〇〇〇」氏による</p>

事務局

新規で果樹の生産を図るもので、10年間の使用貸借期間となっております。次に整理番号20番、瀬戸内町大字阿木名字植田1104番の1、面積1057㎡、地目が「畑」で、貸し手は「〇〇〇〇」氏で、借り手が「〇〇〇〇」氏による新規で果樹の生産を図るもので、10年間の使用貸借期間となっております。

次に、整理番号21番、瀬戸内町大字俵字ハサマ367番の口、面積が925㎡、地目が「畑」です。貸し手は「〇〇〇〇」氏で、借り手が「〇〇〇〇」氏による果樹生産の更新を図るもので、10年間の使用貸借期間となっております。

次に、整理番号22番、瀬戸内町大字久慈字川内ノ五669番の1面積が1747㎡、地目が「畑」です。貸し手は「〇〇〇〇」氏で、借り手が「〇〇〇〇」氏で、果樹の生産拡大を図るもので、10年間の使用貸借期間となっております。

次に、整理番号23番、瀬戸内町大字久慈字川内ノ五686番の2面積が1215㎡、同じく川内ノ五690番の1面積が1309㎡ 2筆とも地目が「畑」です。両筆とも貸し手は「〇〇〇〇」氏で、借り手が「〇〇〇〇」氏で、果樹の生産拡大を図るもので、20年間の使用貸借期間となっております。

次に、整理番号24番、瀬戸内町大字阿木名字田水267番2、面積が701㎡、同じく字田水267番3、面積752㎡、同じく字田水267番4、面積834㎡、同じく字田水267番5、面積1025㎡、同じく字田水267勉8、面積360㎡、同じく字田水267番9、面積453㎡、同じく字田水267番10、面積353㎡。同じく字田水267番11、面積1134㎡の8筆で、地目はいじれも「畑」で、その合計面積は5612㎡であります。8筆とも、貸し手は「〇〇〇〇」氏で、借り手が「〇〇〇〇」氏による新規での果樹生産を図るもので、10年間の使用貸借期間となっております。同じく、大字阿木名字筋野1557番1、面積793㎡、同じく字筋野1557番2、面積297㎡、同じく字筋野1558番、面積647㎡、同じく字筋野1564番、面積317㎡の4筆で、いずれも地目「畑」で、その合計面積は2054㎡であります。4筆とも、貸し手は「〇〇〇〇」氏で、借り手が「〇〇〇〇」氏による新規での果樹生産を図るもので、10年間の使用貸借期間となっております。

次に機構3番、瀬戸内町大字請阿室字下川内1066番1、面積282㎡、同じく字下川内1067番、面積143㎡、同じく字下川内1068番、面積443㎡、同じく字下川内1069番、面積443㎡、同じく字下川内1070番、面積449㎡、同じく字下川内1091番1、面積424㎡、同じく字下川内1091番2、面積474㎡、同じく字下川内1092番1、面積472㎡、同じく字下川内1092番2、面積483㎡、同じく字下川内1093番1、面積515㎡、同じく字下川内1093番2、面積443㎡の11筆であります。いずれも地目「畑」で、その合計面積は4571㎡

事務局	<p>となっております。11筆とも、貸し手が「〇〇〇〇」氏で、借り手が「農地中間管理機構」で転貸先が「〇〇〇〇」氏による飼料の生産拡大を図るもので10アール当たり40000円で10年間の賃貸借期間となっております。</p> <p>次に機構4番、瀬戸内町大字請阿室字前田607番1、面積42㎡、同じく字前田612番、面積2217㎡、同じく字前田614番、面積2158㎡で3筆であります。いずれも地目畑で、その合計面積は4417㎡、となっております。3筆とも、貸し手は「〇〇〇〇」氏で、借り手が「農地中間管理機構」でその転貸先が「〇〇〇〇」氏による飼料の生産拡大を図るもので、10年間の使用貸借期間となっております。</p> <p>次に機構5番、瀬戸内町大字篠川字上行752番1、面積863㎡、地目畑で、貸し手が「〇〇〇〇」氏で、借り手が「農地中間管理機構」でその転貸先が「〇〇〇〇」氏で、果樹の生産拡大を図るもので、10アール当たり00000円で5年間の賃貸借期間となっております。</p> <p>次に機構6番、瀬戸内町大字阿木名字磨加良1218番1、面積1700㎡、同じく字渡シ1655番4、面積1590㎡、貸し手は「〇〇〇〇」氏で、借り手が「農地中間管理機構」でその転貸先が「〇〇〇〇」氏による、果樹の生産拡大を図るもので、10年間の使用貸借期間となっております。以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。ご審議くださるよう、お願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明が終わりました。それでは、これから質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>無いようですので、質疑を終わらせていただきます。</p> <p>採決を行います。本案件について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>全員賛成ですので、議案第12号は原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>これより、協議会に移りたいと思います。事務局側から何かありますか。</p>
事務局	<p>協議会</p> <p>(1) 行事予定について</p> <p>(2) その他</p>
議長	<p>以上をもちまして、第5回農業委員会総会を終了することにいたします。</p>
事務局長	<p>ご起立をお願いします。一同 礼 お疲れ様でした。</p>

本議事録は、事務局職員に記載させたものであるが、相違ないので署名する。

令和元年5月21日

署名委員

署名委員